消防本部及び消防署・分署庁舎自動販売機設置事業者募集要項

今治市では消防本部及び消防署・分署庁舎に自動販売機を設置していただく自動販売機設置業者を募集します。

応募される方は、本募集要項を確認し、各事項をご承知の上でお申し込みください。

１　概要及び目的

　市有財産を有効活用し、財源確保及び市民サービスの向上を図ることを目的として、飲料自動販売機を設置します。

２　設置場所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名称 | 所在地 | 貸付箇所 | 台数 | 売上手数料率 |
| 消防本部 | 今治市南宝来町2丁目1番地1  消防本部庁舎2階 | 2階ロビー | 2台 | 売上金額の20％以上  (最低水準) |
| 東分署 | 今治市旦甲264番地１ | 庁舎構内 | 1台 |
| 西消防署 | 今治市ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞﾋﾙｽﾞ3番地 | 庁舎構内 | 1台 |
| 波方分署 | 今治市波方町樋口甲1551番地１ | 庁舎構内 | 1台 |
| 菊間分署 | 今治市菊間町浜1500番地17 | 庁舎構内 | 1台 |
| 北消防署 | 今治市伯方町叶浦甲1667番地4 | 庁舎構内 | 1台 |
| 大島分署 | 今治市宮窪町宮窪甲4764番地5 | 庁舎構内 | 1台 |

３　設置の態様

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可及び今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成17年条例第64号）第2条に基づくものとします。

＜今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（抜粋）＞

第2条　使用料は次の表のとおりとする。

摘要

2　自動販売機の使用料については、売上金額の20パーセント以上で市長が定める率。ただし、その使用料が月5,000円に満たない場合は、月5,000円とする。

４　設置許可期間

　令和８年4月1日（水）から令和９年３月31日（水）まで

　（ただし、公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと市が判断する場合は、当初許可から引き続き令和11年３月31日（土）まで1年ごとに目的外使用許可申請ができるものとします。）

５　参加資格要件

　次の要件を満たす法人または個人に限り参加することができます。

（1）当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）及び今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）公告日から落札決定の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。。

（5）今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者。

（6）今治市に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては今治市で継続して1年以上事業を営んでいること。

（7）市が提示する次の許可条件を遵守できること。

　　ア　関係条例を熟知し、市の指示に従うこと。

　　イ　自動販売機は、市の指定する場所以外に設置しないこと。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合はこの限りではない。

　　ウ　上記イのただし書きの場合においても、電気引き込みも含め設置・交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は設置業者の負担とする。

６　応募申込書等の配布

（1）期　　間　令和８年２月２日（月）から令和８年２月24日（火）まで

（2）場　　所　今治市南宝来町2丁目1番地1　今治市消防本部3階　総務課

総務係（℡0898-32-2755）

（3）方　　法　配布場所で直接受け取る。もしくは今治市（消防本部総務課）ホー

ムページからダウンロードすること。

７　応募申込書等の提出

応募される方は、応募申込書と参加資格を有する証明書等提出してください。

（1）提出期限　　令和８年2月24日（火）午後5時まで

　（2）提出場所　　上記「6公募申し込み等の配布」の（2）と同じ

（3）提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 法人 | 個人 |
| ① | 応募申込書 | ○ | ○ |
| ② | 誓約書 | ○ | ○ |
| ③ | 設置する自動販売機のカタログ | ○ | ○ |

（4）提出方法　　提出日に必要な書類を提出場所に直接持参するものとする。

※郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

８　応募資格の確認等

提出された書類により応募資格の有無を確認し、令和８年３月２日（月）までに申請者あてに結果を通知します。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場には応募資格を取り消します。

９　使用料（売上手数料率）提案書の提出

（1）日時　令和８年3月9日（月）午前10時00分

（2）場　　所　今治市別宮町1丁目4-1　今治市役所第1別館8階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　181会議室

（3）提出方法　持参による

10　設置予定業者の決定等

（1）決定方法

　提案の内容の評価は、「売上手数料率」により行う。「売上手数料率」につい

ては、売上金額の20％以上で、かつ、最も高い率をもって提案した者を設置予定業者とする。提案された「売上手数料率」の最高提案者が2者以上あるときは、当該提案者によるくじ引きにより決定する。参加者が1者の場合も提案は行うこととする。

（2）設置予定業者の公表

選考結果は今治市（消防本部総務課）ホームページにおいて、設置予定業者の決定状況を掲載するとともに、全ての申込者に結果を通知する。

（3）応募の無効

　　　ア　応募資格要件を欠いている者が応募した場合。

　　　イ　指定期間内に応募書類等が提出されなかったもの。

　　　ウ　応募申込書等の氏名、押印その他必要な箇所について、誤字又は虚偽の記載等があるもの。

　　　エ　その他応募要項の規定に関する条件に違反したもの。

11　設置機種等の要件

（1）外形寸法（本体及び回収ボックスを設置した際の大きさ）

　　　１．８０ｍ（幅）×１．００ｍ（奥行）×２．００ｍ高さを上限とすること。

（2）形状・デザイン（外観色を含む）等

庁舎（公共施設）に設置することを踏まえ、周辺環境に害する恐れのないこと。

（3）環境に配慮した対策

消費電力の低減等の技術を導入した省電力・省エネ機能搭載型、ノンフロン対応型をはじめ、センサー設置による自動点灯・消灯等の環境対策機能を備えること。

（4）耐震対策等の安全対策

施設の躯体等に負担がかからない方法で、耐震対策（転倒防止策）等を施し、安全に十分配慮し設置すること。

（5）販売品目

清涼飲料水（お茶・水・ジュース・紅茶及びこれらに類する品目）とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む。）は販売しない。夏季・冬季と、商品については一部変更すること。

（6）販売品の容器

缶、ビン、ペットボトル、紙パック等密閉式の容器又は、紙コップ等カップ式の容器のいずれも使用可能とすること。

（7）容器回収ボックスの設置

自動販売機に併設し、容器の種類ごとに容器回収ボックス（カップ式の容器は、残った氷や飲み残しに配慮した回収ボックス）を設置し、設置事業者の責任で適宜回収し、関係法令等に基づき適切にリサイクルする。なお、回収ボックスの種類・形状については、今治市と協議すること。

（8）販売価格

標準販売価格（市価）を上限とすること。

12　その他

　　令和５年４月～令和７年12月の売上実績　別紙のとおり

13　問い合わせ先

　　　〒794-0043　今治市南宝来町2丁目1番地1　今治市消防本部3階

総務課総務係（℡0898-32-2755）